

付議案第9号

福岡市立学校の保健に従事する特別職職員の委嘱手続及び職務等に関する規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和4年2月17日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、福岡市教育委員会に所属する特別職職員である学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱手続に係る規程を改正する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市立学校の保健に従事する特別職職員の委嘱手続及び職務等に関する規程の一部改正

福岡市立学校の保健に従事する特別職職員の委嘱手続及び職務等に関する規程（昭和34年福岡市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

第10条を第12条とし、第6条から9条までを2条ずつ繰り下げ、第5条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

（解嘱）

第6条 委員会は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期中であっても職員を解嘱することができる。

- (1) 医院の廃止や退職等により、医師、歯科医師又は薬剤師として職務に従事しなくなった場合
- (2) 医師、歯科医師又は薬剤師の免許を取り消された場合
- (3) 死亡した場合
- (4) 著しく勤務成績がよくない場合
- (5) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合
- (6) その他やむを得ない事情があると委員会が認めた場合

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（委嘱期間）

第4条 職員の委嘱期間は、4月1日から翌年3月末日までとする。ただし、任期中に職員が退

職した場合又は職員を解嘱した場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員会は、職員の勤務成績が良好な場合は、第1項の委嘱期間を更新することができる。

福岡市立学校の保健に従事する特別職職員の委嘱手続及び職務等に関する規程（昭和34年福岡市教育委員会訓令第4号）新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（退職） 第4条（略）</p> <p>第5条～第10条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p><u>（委嘱期間）</u> 第4条 職員の委嘱期間は、4月1日から翌年3月末日までとする。ただし、任期中に職員が退職した場合又は職員を解嘱した場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員会は、職員の勤務成績が良好な場合は、第1項の委嘱期間を更新することができる。</p> <p>（退職） 第5条（略）</p> <p><u>（解嘱）</u> 第6条 委員会は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期中であっても職員を解嘱することができる。</p> <p>(1) 医院の廃止や退職等により、医師、歯科医師又は薬剤師として職務に従事しなくなった場合</p> <p>(2) 医師、歯科医師又は薬剤師の免許を取り消された場合</p> <p>(3) 死亡した場合</p> <p>(4) 著しく勤務成績がよくない場合</p> <p>(5) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合</p> <p>(6) その他やむを得ない事情があると委員会が認めた場合</p> <p>第7条～第12条（略）</p>

福岡市立学校の保健に従事する特別職職員の委嘱手続及び職務等に関する規程の一部改正案

1 改正の概要・理由

福岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）は、福岡市教育委員会に所属する特別職職員であり、その委嘱に関する手続は、福岡市立学校の保健に従事する特別職職員の委嘱手続及び職務等に関する規程（昭和34年教育委員会訓令第4号）（以下「規程」という。）により定めている。

学校医等は、年間を通して福岡市立学校の保健に従事していることから、関係団体と協議の上、4月1日から翌年3月末までを委嘱期間として、教育委員会において委嘱を行っているが、現行の規程において学校医等の委嘱期間に関する定めがないことから、その根拠を明確にするため、規程の改正を行うもの。

また、規程において委嘱期間を定めるにあたり、委嘱期間中に学校医等を継続することが困難になった場合の取り扱いとして、解嘱についても定める必要があることから、併せて規程の改正を行うもの。

2 改正の内容

①委嘱期間に関する規程の追加

	規程
現行	規程なし
改正後	<p>（委嘱期間）</p> <p>第4条 職員の委嘱期間は、4月1日から翌年3月末日までとする。ただし、任期中に職員が退職した場合又は職員を解嘱した場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員会は、職員の勤務成績が良好な場合は、第1項の委嘱期間を更新することができる。</p>

②解嘱に関する規程の追加

	規程
改正前	規程なし
改正後	<p>（解嘱）</p> <p>第6条 委員会は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期中であっても職員を解嘱することができる。</p> <p>(1) 医院の廃止や退職等により、医師、歯科医師又は薬剤師として職務に従事しなくなった場合</p> <p>(2) 医師、歯科医師又は薬剤師の免許を取り消された場合</p> <p>(3) 死亡した場合</p> <p>(4) 著しく勤務成績がよくない場合</p> <p>(5) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合</p> <p>(6) その他やむを得ない事情があると委員会が認めた場合</p>

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。